

「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」の改定及び改定素案
に対するパブリック・コメントの実施結果について

「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」改定素案に対するパブリック・コメントの結果を踏まえて、下記のとおり計画を改定する。

記

1 計画の概要（資料1・2）

(1) 計画改定の目的

区は、平成30年2月に自転車活用の視点を加えた「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、民間事業者を活用した駐輪場の整備や、自転車ネットワークの整備、自転車シェアリングの導入などの取組を進めてきた。

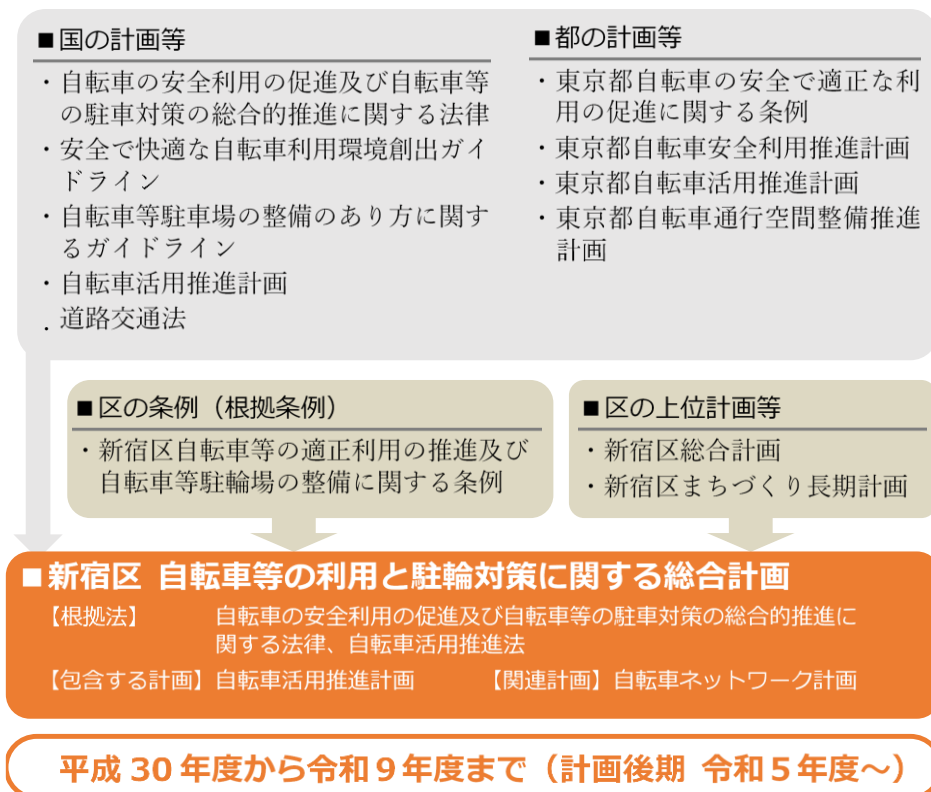
国、都では、令和3年5月に自転車活用推進計画を改定し、計画の中で、コロナ禍における通勤・配達目的での自転車利用、情報通信技術の活用及び高齢化等も踏まえた安全安心な取組等が示されている。区でもこの計画を踏まえながら、国や都と連携した一層の自転車活用の推進を図ることが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の発生やそれに伴う自転車利用の多様化、新たなモビリティの登場など、区での自転車利用を取り巻く環境は変化しつつあり、これらに対応した自転車施策の展開も必要となる。

こうしたことから、本計画の進捗をはじめ、国・都の自転車活用推進計画の改定、コロナ禍による社会情勢の変化に対応するため、今後5年間の計画の改定を行う。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」第7条に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」及び「自転車活用推進法」第11条に定める「市町村自転車活用推進計画」として、2つの法に基づく法定計画に位置付けられるものである。



(3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

2 パブリック・コメントの実施結果（資料3）

(1) パブリック・コメント

ア 実施期間

令和4年11月15日（火）から令和4年12月14日（水）まで

イ 意見提出者及び意見数

意見提出者：15名・2団体、意見数：170件

ウ 意見の計画への反映等

	項目	意見数
A	意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する	4件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	8件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	1件
D	今後の取組の参考とする	27件
E	意見として何う	21件
F	質問に回答する	38件
G	その他	71件
	合計	170件

エ パブリック・コメントにおける意見要旨と区のお考え

資料3のとおり

3 素案からの主な変更点
資料4のとおり

4 今後の予定

令和5年3月13日(月) 環境建設委員会へ報告

3月15日(水) 計画及びパブリック・コメントの実施結果公表
広報新宿及び区ホームページ掲載